

一般取引条件

1. 適用範囲

本販売契約一般条件（以下「本一般条件」）は、2026年3月1日現在、東京都港区芝浦4-9-25 芝浦スクエアビル19階に所在するソムフィ株式会社（以下「ソムフィ」）の製品販売に適用される。ソムフィに提出されたすべての注文は、顧客が本一般条件を完全に受諾したことを意味する。本一般条件は、顧客文書に含まれる相反するすべての条件（一般購買条件、注文書など）より優先とし、顧客とソムフィ間で書面による特別な合意がない限り、他の条件には効力が発生しない。当事者のいずれかが本一般条件の全部または一部を履行しなかったとしても、これを放棄したものとはみなされない。ソムフィは本一般条件を随時改訂する権利を有する。本一般条件は、顧客がソムフィに製品を注文できるよう体系的に提供される。本一般条件において、ソムフィと顧客を「当事者ら」、個別には「当事者」という。

2. 注文

すべての注文（以下「注文」）は、顧客が正式に署名押印した書面、顧客を識別できるITデータ交換、またはソムフィ e-shop によるオンライン注文によって行わなければならない。ソムフィはこれ以外の形式で提出された注文を拒否する権利を有する。製品販売は、ソムフィが書面で明示的に承認した場合に限り確定する。ソムフィは注文確認書を顧客に送付し、注文内容に実質的に応答する。注文内容と注文確認書が一致しない場合、注文確認書を優先する。特に、原材料不足や部品供給難によるパンデミック状況など、ソムフィの販売活動の継続を妨げる事象が発生した場合、ソムフィは注文の停止または部分出荷を提案することができる。

顧客は注文確認書受領後24時間以内に書面で注文取消し通知を送付することで、注文確認書を拒否できる。これを行わない場合、販売は注文確認書の条件および日付に従って成立したものとみなされる。製品が欠品またはサービス遅延により提供できない場合であっても、顧客はソムフィに対していかなる補償請求もできない。大量発注につながる可能性のあるプロジェクトについて、ソムフィは顧客にできるだけ早く通知するよう求めている。

3. 納期

納期は、顧客が注文した製品がソムフィ事業所にて顧客または運送業者に引き渡された日をもって完了する。顧客が注文した製品は、顧客が要求した期間に従って出荷され、要求に応じて通知される。受領確認書に記載された納入日から6週間未満の遅延については、損害賠償請求や注文取消しの理由にはならない。いかなる場合でも、ソムフィは不可抗力条項で規定された不可抗力事由により義務を履行できなかった場合、責任を負わない。また、顧客の義務不履行による遅延についても責任を負わない。

4. 不可抗力条項

当事者は、合理的な管理範囲を超える事由により義務が履行できない場合、その期間・範囲において責任を負わない。不可抗力には、戦争、テロ行為、ストライキ、パンデミック、エピソード、感染症、隔離措置、その他のウイルス性疾患の発生、輸送障害、エネルギー・水・原材料の不足による生産能力の制約、政府機関の行為または不作為、自然災害、事故、ソムフィ事業所の全部または一部の操業不

能、その他当事者の合理的管理を超えるあらゆる事象などが含まれる。不可抗力が3カ月以上続く場合、影響を受けた当事者は責任なく注文を取消することができる。

5. 輸送および引渡し

製品の出荷は、価格対性能を考慮した輸送手段で発送する。ただし、顧客が自ら輸送手配を行う場合はその限りではない。ソムフィは、すべての注文について輸送費を請求する。その他の注文については、製品の重量に応じた輸送費が請求される。この場合、顧客の要請に応じてソムフィ営業部門が輸送費の価格表を提供する。アフターサービス製品については、輸送費は発生しない。また、製品に輸送費が含まれる場合は、その限りではない。

顧客は、納品時に製品の検品を行う責任を負う。不足、損傷、紛失、盗難、その他の瑕疵がある場合、顧客は運送業者またはソムフィに対し、電報または書面（注文確認書の写しを添付）により、納品後7日以内に通知しなければならない。ただし、国際貨物運送条約の強行規定が適用される場合はこの限りではない。納品後7日を経過した後の申立てまたは返品は、ソムフィが明示的に承諾した場合を除き、受け付けられない。

6. 危険負担の移転

製品の滅失または損傷に関するリスクは、製品が運送業者に引き渡された時点で顧客に移転する。製品が運送業者により配送されない場合は、ソムフィの事業所における引渡し時点で、当該リスクは顧客に移転するものとする。顧客は、必要に応じて保険を契約することができる。

7. 返品

返品は契約時の製品返品規定および手続きに従って行うものとする。

8. 価格

価格は引渡し時点の価格が適用される。価格表には税金・関税は含まれず、ソムフィは少なくとも15日前通知により価格改定が可能である。未出荷の製品についてソムフィは、原材料、金属、燃料その他の製造関連コストが大幅に増加した場合には、価格を調整することができる。

9. 支払条件

請求書は注文確認書に基づいて発行される。ソムフィは必要に応じて前払いを求める場合がある。当事者間で書面による特別な合意がない限り、顧客による早期支払に対する割引は認められない。

顧客の信用状況が悪化した場合、ソムフィは前払金や注文代金の事前支払いなど、必要と判断する追加的な保全措置を要求することができる。顧客による支払いは、最も古い未払債務に対して優先的に充当され、その後利息に充当されるものとする。

10. 未払債務

支払い遅延が発生した場合、進行中および新規注文は停止され、未払金は即時支払い対象となる。延滞利息は税抜残高の12%で計算され、ソムフィは法的手続きを経ずに販売契約を解除できる。未払い製品は、顧客の費用負担で回収され、ソムフィへの全額支払が行われるまで留置することができる。

11. 所有権留保

ソムフィは顧客が販売代金を全額支払うまで製品の所有権を保持する。支払いが行われない場合、ソムフィは顧客の費用負担で製品を回収できる。顧客は支払い前に製品を質入れ・譲渡・担保設定してはならず、転売した場合は後続購入者情報をソムフィへ通知しなければならない。

12. 事情変更

予見不可能な事由により契約履行が著しく困難となった場合、当事者は誠実に契約条件を再交渉する。協議で合意できない場合、当事者は合意のうえ契約を終了できる。

13. 製品に関する情報

カタログ・写真・資料は参考情報であり、契約上の拘束力はない。顧客は自らの顧客に対し、設置条件・使用条件・安全措置など必要情報を正しく伝える義務を負う。ソムフィは製品関連情報を随時改訂する権利を持つ。

14. 秘密保持

ソムフィから提供される技術資料、データ、文書などはすべて機密情報とみなされ、契約履行目的以外で使用・開示してはならない。必要な場合、ソムフィは顧客担当者に機密保持契約を求めることができる。

15. 保証およびアフターサービス

ソムフィは製品説明書に記載された保証条件に基づき契約上の保証を提供する。ソムフィが認めた材料・製造上の欠陥のみ保証され、無償修理または交換が行われる。間接損害に対する補償は含まれない。保証対象外の場合、アフターサービスは有償で提供される。

16. 責任

ソムフィは、製品が適切な条件で設置・使用されたことが証明されない限り責任を負わない。間接損害（利益損失、商機喪失など）は補償対象外であり、直接損害についても補償上限は直近6ヶ月間の購入金額を超えない。

17. 倫理および反腐敗

両当事者は米国海外腐敗行為防止法（FCPA）、OECD反贈収賄規程、フランス反汚職法（Sapin II）等やEU内部告発指令を含むすべての反腐敗法令およびマネーロンダリング防止法を遵守する。違反時、ソムフィは契約解除や取引停止ができる。

18. 輸出管理

顧客は輸入国・再販国の輸出管理法令を遵守する責任を負い、禁止国（ロシア、ベラルーシ等）への輸出・再輸出は禁止される。違反時は売上の2%の違約金、契約解除、取引停止などの措置が可能となる。

19. 個人情報処理

ソムフィは契約履行のために必要な範囲で顧客の個人情報を処理する。顧客は GDPR に基づき開示・訂正・削除などの権利を持ち、必要に応じて dpo@somfy.com へ問い合わせできる。

20. 説明書および包装

産業用包装の場合、説明書は 1 部のみ提供される。顧客は自らの顧客に対し、製品の安全・設置・使用条件など必要情報を補足して提供する義務を負う。追加説明書はソムフィへ依頼可能。

21. プロ向け製品

ソムフィは 8 つの専門製品群（コネクテッドソリューション、制御・自動化、セキュリティ、スライディング&スイングシャッター用モーター、ローラーシャッター用モーター、外部ブラインド、内部ブラインド、ホームアクセスソリューション）を販売している。これらの一部は専門技術者のみが設置できる製品であり、不適切な設置による責任は顧客に帰属する。

22. 知的財産権

ソムフィの名称、ロゴ、製品写真、技術文書などに関するすべての知的財産権はソムフィに帰属する。顧客は許可なくロゴ等を使用できず、誤認を招く利用は禁止される。

23. 個人情報処理（補足）

ソムフィは受注・契約管理のために顧客データを処理することがあり、詳細はソムフィのプライバシーポリシーに従う。

24. その他

本条件は当事者間のパートナーシップや代理関係を構成するものではなく、無効条項が存在しても残りの条項の有効性には影響しない。

25. 言語

本約款は日本語および英語で作成され、解釈の相違がある場合は英語版が優先される。

26. 準拠法および管轄

本一般条件および関連契約は日本の法律に準拠し、紛争はソムフィ所在地の裁判所の専属管轄とする。